

小規模事業者持続化補助金(一般型)の概要

補助対象の小規模事業者

業種	常時使用する従業員数
商業・サービス業 (宿泊業・娯楽業を除く)	5人以下
サービス業のうち 宿泊業・娯楽業	20人以下
製造業その他	20人以下

※補助対象にならない業種があります。
必ず公募要領をご確認ください。

表①：補助率・補助上限額等

補助率	2 / 3 (賃金引上げ特例のうち赤字事業者は3 / 4)
補助上限	50万円
インボイス特例(※)	50万円上乗せ (インボイス特例の要件を満たしている場合に限り)
賃金引上げ特例(※)	150万円上乗せ (賃金引上げ特例の要件を満たしている場合に限り)
上記特例の要件を ともに満たす事業者	200万円上乗せ (※の両特例要件を満たしている場合に限り)

【本要件を満たさない場合は、交付決定後であっても、補助金は交付されません】

小規模事業者持続化補助金 申請から採択後の流れ

STEP. 1

- ・経営計画・補助事業計画書の作成(下準備)
自社の強みや今後の売上増加を図るための補助対象事業の内容を
ご自身なりに文章にします。



STEP. 2



- ・商工会議所に相談
 - ①作成した計画書をお持ちいただき、計画書の内容をブラッシュアップしていきます。
 - ②計画書が出来上がったら、当所が発行する「事業支援計画書(様式4)」を発行いたします。
- ※計画書の作成は、複数回やりとりをしますので時間を要します。
ご予約をいただいた方から順次ご対応となりますので、当所が発行する「事業支援計画書(様式4)」の発行締切日(令和8年12月4日)の1～2カ月前には、一度ご相談ください。
なお、申請受付開始は、令和8年11月5日からです。
※「事業支援計画書(様式4)」の発行は、申請される小規模事業者の地区内の商工会議所になります。

STEP. 3

- ・電子申請システム(Jグランツ)からオンライン申請
 - ①申請受付締切(令和8年12月15日 17:00)までにご自身で申請をしてください。
- ※申請にはGビスIDプライムが必要です